

下水道使用料の改定(案)について

下水道事業は、快適な暮らしや良好な水環境を保つため、皆さまの下水道使用料（以下「使用料」）などで経営しています。

平成 14 年の下水道の供用（利用）開始以降、消費税及び地方消費税の改定を除き、一度も使用料の改定を行ってきませんでした。将来にわたり安定したサービスを提供するために、必要な使用料のご負担をお願いするものです。

下水道使用料の改定理由

下水道は、家庭や工場などから出される汚水などを処理し、きれいな水にして川や海に流しています。

排出された汚水をきれいにするためにかかる経費は、使用者負担が原則とされています。しかし、現在下水道事業では、事業の効率化や使用料収入の増加に向けた取り組みをしておりますが、汚水処理費用に対し使用料収入が不足する状況が続いていることから、使用料の改定を通じて使用者による適正な負担となるよう使用料の改定をお願いするものです。

使用料改定の基本的考え方

- ・令和 2 年度に策定した江南市下水道事業経営戦略に基づき改定を行います。
- ・大幅な使用料改定による市民負担等の影響を考慮し、二段階での改定とします。
- ・基本使用料と従量使用料からなる二部使用料制は、経営の安定性の確保に有効とされているため、現行通り二部使用料制の逡増型とします。

【主な改定内容】

○基本水量を廃止します。

1 ヶ月あたりの基本料金には、5 m³までの排出量を含んでいましたが、少量の使用であっても排出量に応じた使用料とするため、基本水量を廃止します。

○基本使用料の比率を高めます。

経営の安定化のため、水道の使用水量の有無に関係なく負担していただく基本使用料の割合を高めます。

○少量使用者に配慮します。

現在基本水量が設定されている 5 立方メートル以下の水量区分を新たに設けますが、単価は他の水量区分より抑制します。

使用料体系表

1ヶ月あたり・税込		現行	改定後使用料(1 m ³ あたり)		前段階との差	
			第一段階 R5.4月～	第二段階 R9.4月～	第一段階	第二段階
用途	基本使用料	467.5円	671.0円	770円	203.5円	99円
	水量区分(m ³)					
一般 用	現行	0円	26.4円	30.8円	26.4円	4.4円
	基本水量					
	6～10	93.5円	108.9円	121.0円	15.4円	12.1円
	11～20	104.5円	122.1円	135.3円	17.6円	13.2円
	21～30	132.0円	154.0円	170.5円	22.0円	16.5円
	31～50	159.5円	185.9円	205.7円	26.4円	19.8円
	51～100	176.0円	204.6円	227.7円	28.6円	23.1円
	101～500	209.0円	244.2円	269.5円	35.2円	25.3円
	501～	236.5円	264.0円	293.7円	27.5円	29.7円

※浴場汚水は現行どおりです。

1か月使用料の比較

新旧使用料比較 (税込)		使用水量					
		5 m ³	10 m ³	20 m ³	30 m ³	40 m ³	50 m ³
現行使用料(円)		467.5	935.0	1,980.0	3,300.0	4,895.0	6,490.0
改定後	R5. 4月～	803.0 (+335.5)	1,347.5 (+412.5)	2,568.5 (+588.5)	4,108.5 (+808.5)	5,967.5 (+1,072.5)	7,826.5 (+1,336.5)
	R9. 4月～	924.0 (+121.0)	1,529.0 (+181.5)	2,882.0 (+313.5)	4,587.0 (+478.5)	6,644.0 (+676.5)	8,701.0 (+874.5)

新使用料の適用開始日

(1) 第一段階

令和5年4月検針分(令和5年5月請求分)から適用します。

平均改定率は 18.7 %です。

(2) 第二段階

令和9年4月検針分(令和9年5月請求分)から適用します。

平均改定率は 11.7 %です。